

【農林水産課よりお知らせ】

名取市が策定する「地域計画」について

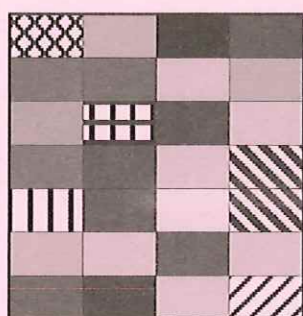
農業経営基盤強化促進法等の改正(令和5年4月施行)により、令和7年3月31日(令和6年度末)までに「地域計画」を策定することが法律で義務付けられました。

これまで「人・農地プラン」の取組として行ってきた地域の話合いが、法律に基づく取組となります。

地域の農業者等の話合いを経て、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、中間管理機構(農地バンク)を活用した農地の集約化等を進めていきます。

現在の耕作地図をもとに話合いを進め、地域の担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した「目標地図」を作成します。目標の実現を目指して、目標地図に沿った担い手の農地集積・集約を進めていきます。

①調査をもとに現状を把握



…耕作者が細分化、耕作放棄地…
10年後の担い手は？
どうする地域農業！

②地域の話合い

- ・現状の把握
- ・情報の共有
- 地域農業の在り方
- ・具体的手段
- …

③将来の目標地図作成



現状に応じ随時見直し可

注：目標地図は、10年後の農地1筆ごとに将来の耕作者をイメージとして示すものであり、これによって農地の賃借などの権利設定が確定するものではありません。

【地域計画作成予定地区】 ※策定済の人・農地プランを基本とする

増田・下増田・館腰・愛島・高館・高柳・牛野・大曲・小塚原北・小塚原南・関上町区

【地域計画策定後は…】

- ・現状に応じ随時見直し可
- …担い手が見つからなかった農地で新規就農希望者がいる場合等
- ・利用権設定は農地中間管理機構を通じた転貸に統一
- …目標地図の実現のため、地域計画に記載の担い手が引受

【農林水産省ホームページQRコード】

人・農地プランから地域計画へ



目標地図の達成のため、例えば
「地域内で後継者を育てていくべき？」
「地域外、市外から法人が参入しやすくしたい？」
「地域で集落営農、営農法人を立ち上げては？」
…様々なご意見があると思います。
各種意向調査や地域の話合い等におきましては、
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

名取市生活経済部農林水産課
水田農業係 Tel.022-724-7153

名取市農業委員会だより

第23号

令和5年10月1日発行 名取市農業委員会事務局
名取市増田字柳田80番地 電話724-7154

農業委員会の委員・農地利用最適化推進委員を募集します

皆様には、日頃より農業委員会活動について、ご理解ご支援をいただきありがとうございます。

現在活躍している「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の方々が、令和6年6月9日に任期満了を迎えることから、次期委員候補者を募集しますのでお知らせいたします。

主な業務内容

◎農業委員

- ・農地法による農地の権利移動、転用等の申請の許可、決定等の審査のため必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者等との面談などを行い、農業委員会総会へ出席し審議を行う。
- ・農家からの相談対応、助言・指導業務。
- ・農地利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員と連携した活動を行う。

◎農地利用最適化推進委員

- ・主に、担当地区における農地利用の最適化を推進するため、担い手へ農地集積・集約、遊休農地・耕作放棄地等の発生防止・解消、新規参入の促進及び農家からの相談対応等の地域活動を行う。
- ・農地の権利移動等に関し、総会において意見を述べるができる。

募集人数

◎農業委員 15人

対象区域 名取市内全域

◎農地利用最適化推進委員 (農地利用最適化推進委員は、担当地区毎に募集をします。)

15人

地区名	担当する区域	定数
増田・館腰地区	増田、杜せきのした、手倉田、箱塚、小山、田高、上余田、下余田、大手町、名取が丘、飯野坂、植松、本郷及び堀内	5人
関上・下増田地区	関上、小塚原、牛野、大曲、高柳、下増田、美田園及び杉ヶ袋	5人
愛島・高館地区	愛島北目、愛島笠島、愛島小豆島、愛島塩手、愛の杜、愛島郷、高館吉田、高館川上及び高館熊野堂	5人

推薦及び応募資格

◎農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者。

市内に住所を有する者、市内に勤務している者、市内に農地を有する者、市内で営農活動を行う者。

◎農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者。

市内に住所を有する者、市内に農地を有する者、市内で営農活動を行う者

◎両者共通

次のいずれにも該当しない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・市の一般職の職員である者
- ・暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者

推薦及び応募方法

◎以下の様式に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ持参していただくか、郵送により提出してください。

応募用紙については、農業委員会事務局に備え付けているほか、名取市のホームページからもダウンロードできます。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ①個人からの推薦 | 推薦書（様式第1号）、被推薦承諾書（様式第2号） |
| ②法人又は団体からの推薦 | 推薦書（様式第3号）、被推薦承諾書（様式第2号） |
| ③一般からの募集（自薦） | 応募申込書（様式第4号） |



市ホームページ

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員では様式が異なりますので、ご注意ください。

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできません。

募集期間

◎令和5年10月10日（火）から11月8日（水）期限内必着

・受付時間：8時30分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※応募により提出いただいた書類は、返却しませんのでご了承ください。

任期

◎ 農業委員

令和6年6月10日から令和9年6月9日まで（3年間）

◎ 農地利用最適化推進委員

令和6年の委嘱日から令和9年6月9日まで

報酬(月額)

- ・ 条例で定める額 農業委員：月額31,100円 推進委員：月額26,000円

委員等の身分

- ・ 名取市の特別職の非常勤職員

応募の状況の公表

- ・ 公募にあたり応募用紙に記入し、提出された内容のうち、住所及び連絡先以外の情報については、公募の期間中（中間）と期間終了後、名取市のホームページで公表いたします。

任命・委嘱

◎農業委員：名取市議会の同意を得て、市長が農業委員として任命します。

◎農地利用最適化推進委員：新たに任命される「農業委員」による総会の議決を得て、農業委員会が委嘱します。

提出・問合せ先

名取市農業委員会事務局（名取市役所5階）

（受付時間）平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（住所）〒981-1292 名取市増田字柳田80番地

（電話）022-724-7154